

# みえの土地改良

発行所 ● 三重県土地改良事業団体連合会 ● 津市広明町330 TEL059-226-4824

みどり  
水土里ネット

夢ある農村づくり

みどり  
水土里ネット みえ

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 就任のご挨拶 東海農政局長 秋葉一彦                       | 2  |
| 就任のご挨拶 東海農政局 農村振興部長 實井正樹                 | 3  |
| 改正「食料・農業・農村基本法」が成立・施行されました               | 4  |
| 「令和7年度農村振興局予算概算要求」を農林水産省が公表しました          | 6  |
| 令和7年度 農業農村整備事業関係予算確保等を要請しました             | 7  |
| 「農業農村整備の集い」が開催されました                      | 11 |
| 県内各地で宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問が農業農村整備事業推進懇話会を開催 | 13 |
| 令和6年度 水土里ネット役職員研修会 開催                    | 15 |
| 三重の土地改良アラカルト                             | 17 |
| こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です                   | 18 |
| 多面的機能支払（農地・水・環境保全向上対策）の紹介                | 19 |
| 新たな農業への取り組み事例                            | 20 |
| 水土里ネットみえの広場 第28回 大師の里・彦左衛門のあじさいまつり 開催    | 21 |
| 事務局だより／支部活動報告                            | 22 |
| 第21回「みえの農村風景」写真コンテスト                     | 27 |
| 本会職員採用試験案内                               | 28 |





## 就任のご挨拶



東海農政局長

秋葉 一彦

水土里ネットみえ会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、7月5日付で東海農政局長を拝命いたしました秋葉一彦でございます。

農業農村整備事業、農村振興施策の推進に尽力してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

東海地方は、近畿圏や首都圏、日本海側への交通の便も良い日本の要衝であり、自動車産業や航空産業など、日本のものづくりの一大中心地であるだけでなく、平野部から中山間地域に至るさまざまな地域で、付加価値の高い作物を中心に多様な農業が営まれています。

また、食品産業も盛んであり、全国トップシェアを誇る企業が集積しています。独創的で特徴ある企業がこれほど多い地域は東海地方の他になく、食と食品産業、農産物が密接に絡んでいる地域だと認識しております。

本年6月5日、食料・農業・農村基本法の改正法が公布・施行されました。本改正法は、現行基本法の制定から四半世紀が経過する中で、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等を定めています。

今後、農業生産の現場で起こっている資材高騰などに対する合理的な価格形成や、環境に配慮した農産物を消費者に知っていただく必要があります。そのためには、現場の情報を伝え、生産者と消費者の距離を縮めていかななくてはなりません。消費者に情報を伝える、見てもらうことを通じて農業を持続的なものに変革できていると考えています。東海農政局としましては、施策の推進に当たり、現場の声をよく伺いながら、誠心誠意取り組んでまいります。東海地域は食品含め非常に魅力的な産品がたくさんあります。私も、農業や食品産業のこの地域の広報マンとして、しっかり対応してまいります。

土地改良関連では、国土強靱化に向け、農業水利施設の適切な保全管理や省エネ化・再エネ利用の促進、ため池の防災・減災対策、流域治水の取組等を推進していくこととしていますので、関連予算の確保に努めてまいります。

また、食料・農業・農村基本法に農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記されたことや気候変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等に的確に対応できるよう、現場の実態も踏まえ、土地改良法の改正を検討してまいります。

国営事業で実施しておりました中勢用水地区は、昨年度で事業完了を迎えました。これまで事業の推進に御尽力いただいた皆様方に改めて感謝申し上げます。

結びに、水土里ネットみえの益々の御発展と関係各位の一層の御活躍を祈念申し上げて、新任の挨拶とさせていただきます。

## 就任のご挨拶



さねい まさき  
東海農政局 農村振興部長 實井 正樹

水土里ネットみえ会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

7月5日付で東海農政局農村振興部長を拝命いたしました實井正樹（さねい まさき）と申します。農業農村整備事業をはじめとする農村振興施策の推進に尽力してまいります。

会員の皆様には、日頃から農業農村整備事業の推進及び農村地域の振興に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月5日に公布・施行されました食料・農業・農村基本法の改正法では、我が国の食料安全保障上のリスクが高まる中、将来にわたって持続可能で強固な食料供給基盤の構築を図るため、農業農村整備については、農地の確保及び有効利用として、農地集積に加え、農地の集約化・農地の適正かつ効率的な利用の促進、農業生産基盤の整備・保全として、防災・減災、スマート農業、畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、農業水利施設の老朽化への対応に向けた保全といった具体的な施策を推進していくこととしています。

また、人口減少に対応して、基幹的な用排水施設について申請がなくても更新等を行えるよう手続を簡素化、末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進するため、土地改良法制の見直しを検討しています。

農業農村整備事業関係予算につきましては、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく施策及び防災・減災、国土強靱化の推進に必要な経費等として令和5年度補正予算が計上され、令和6年度当初予算とあわせて、総額6,240億円が計上されました。これもひとえに、皆様方の御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

東海農政局といたしましても、予算の効果的・効率的な執行を通じ、管内の農業農村整備事業の円滑な推進を図り、農業生産性の向上や農業の競争力強化、国土強靱化と安全・安心で豊かな農村作りを推進してまいります。

三重県下においては、各種補助事業について所要の予算額が確保されたところです。農政局といたしましては措置された予算を適正かつ着実に執行し、その効果をできるだけ早く発現させるべく尽力するとともに、農業農村整備の必要性や効果についても実感していただけるよう広く発信してまいります。

また、昨年度事業完了いたしました国営施設機能保全事業「中勢用水地区」におきまして、事業の推進に御尽力頂いた皆様方に改めて感謝申し上げます。

結びに、三重県の農業農村のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。



# 改正「食料・農業・農村基本法」が成立・施行されました

農業の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の改正が去る5月29日に成立、6月5日に公布・施行されました。1999年の制定から25年ぶりに大幅な改正となりました。

併せて「食料供給困難事態対策法」、「農振法等改正法」、「スマート農業技術活用促進法」の関連3法案が6月14日に成立しました。改正法としては「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を基本理念と定めています。

## 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

### 背景

○近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

### 法律の概要

#### 食料安全保障の確保

##### (1) 基本理念について、

①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。

(第2条第1項関係)

②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)

③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)

##### (2) 基本的施策として、

①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)

②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需

要の開拓の支援等)(第22条関係)

③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

(第23条及び第39条関係)

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

(1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。

(第3条関係)

(2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

(第20条及び第32条関係)

#### 農業の持続的な発展

(1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)

(2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

#### 農村の振興

(1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)

(2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)



# 「食料・農業・農村基本法」改正に伴う 土地改良法の見直しの方向

- 改正食料・農業・農村基本法において、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることを明記。
- 気候変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等に的確に対応できるよう、現場の実態も踏まえ、土地改良法について令和7年通常国会への改正案の提出を視野に検討。

## 施策の重点

## 土地改良法の見直しの方向

### ●農業基盤整備の保全

防災・減災  
国土強靱化

基幹施設の  
更新

#### ①急施の防災事業の拡充

地震・豪雨に限らず重大な事故が発生するおそれのある場合を、急施の防災事業の対象に追加する。

#### ②急施の災害復旧事業の拡充

原形復旧だけでなく、再度災害防止のための改良復旧の実施を可能とする。

※急施の事業とは、土地改良事業の特例として農業者の同意負担等を要せず緊急に実施可能な事業

#### ③国等の発意による施設更新の仕組みの追加

基幹的な農業水利施設の計画的な更新は、農業者の申請によらず国等の発意による事業実施を可能とする。

#### ●急施の防災事業

| 現行    | 拡充内容        |
|-------|-------------|
| 地震 豪雨 | 事故発生リスクにも対応 |

#### ●急施の災害復旧事業

| 現行   | 拡充内容      |
|------|-----------|
| 原形復旧 | 改良復旧まで実施可 |

#### ●基幹的な農業水利施設の計画的な更新

| 現行       | 拡充内容       |
|----------|------------|
| 農業者からの申請 | 国等の発意でも実施可 |

末端インフラ  
の維持管理

土地改良区  
の強化

#### ①地域の幅広い関係者の議論による保全体制の確立

土地改良区、市町村、多面活動組織（※）等が、地域の農業生産基盤の保全に関する議論を進め、将来を見据えて体制を整える取組を後押しする仕組みを導入する。

※多面活動組織とは、多面的機能支払交付金を活用して地域の共同活動を行う組織

#### ②土地改良区の運営基盤の強化

土地改良区だけでなく都道府県や都道府県土地改良事業団体連合会などの関係機関も一丸となって、合併をはじめとする土地改良区の運営基盤強化に取り組む仕組みを導入する。

#### ●地域の関係者による議論のイメージ



【農業者や農村人口の減少等も見通して農業用インフラの保全の在り方を議論】

### ●農業生産基盤の整備

きめ細かな  
基盤整備

スマート農業  
の実現

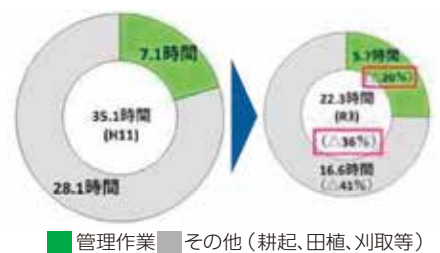
#### ①きめ細かな基盤整備の推進

きめ細かな基盤整備に対応できる事業（農地中間管理機構関連事業等）の更なる活用を検討する。

#### ②スマート農業の推進

地域全体でスマート農業を実現するための施設整備について土地改良区が実施する際の手続を検討する。

#### ●稲作労働時間（10aあたり）における草刈り等管理作業時間の割合の変化



リモコン草刈り機の導入  
（法面の緩傾斜化）



自動走行トラクタの導入  
（農地の大区画化・通信環境の整備）



遠隔監視・操作による水管理  
（自動給水栓の設置）

令和6年8月30日に

# 「令和7年度農村振興局予算概算要求」を 農林水産省が公表しました

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の5年間で集中的に実行するとともに、農林水産業の持続可能な成長を推進するための農林水産予算を要求しました。

農村振興局予算のうち、農業農村整備＜公共＞については、スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進します。

単位：億円

| 事 項                                  | 令和6年度<br>当初予算額 | 令和7年度<br>概算要求額                  |
|--------------------------------------|----------------|---------------------------------|
| <b>農業農村整備事業＜公共＞</b>                  | <b>3,326</b>   | <b>3,952</b><br><b>(118.8%)</b> |
| ┌ 国営かんがい排水                           | 1,033          | 1,230<br>(119.1%)               |
| └ 国営農地再編整備                           | 396            | 473<br>(119.5%)                 |
| └ 国営総合農地防災                           | 269            | 320<br>(119.1%)                 |
| └ 直轄地すべり                             | 7              | 7<br>(100.0%)                   |
| └ 水資源開発                              | 85             | 101<br>(118.8%)                 |
| └ 農業競争力強化基盤整備                        | 680            | 817<br>(120.1%)                 |
| └ 農村地域防災減災                           | 381            | 457<br>(119.9%)                 |
| └ 中山間地域農業農村総合整備                      | 45             | 54<br>(118.8%)                  |
| └ 農村整備                               | 69             | 79<br>(115.0%)                  |
| └ 土地改良施設保全管理                         | 231            | 275<br>(119.2%)                 |
| └ その他                                | 130            | 138<br>(106.0%)                 |
| <b>農業農村整備関連事業＜非公共＞</b>               | <b>548</b>     | <b>658</b><br><b>(120.1%)</b>   |
| ┌ 農地耕作条件改善事業                         |                |                                 |
| └ 農業水路長寿命化・防災減災事業                    |                |                                 |
| └ 畑作等促進整備事業                          |                |                                 |
| └ 農山漁村振興交付金                          |                |                                 |
| <b>農山漁村地域整備交付金＜公共＞<br/>(農業農村整備分)</b> | <b>588</b>     | <b>691</b><br><b>(117.5%)</b>   |
| <b>合 計</b>                           | <b>4,463</b>   | <b>5,301</b><br><b>(118.8%)</b> |

(注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

2. 下段( )書きは令和6年度当初予算額との比率である。

3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額を含む。

4. 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)を、農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業(補助)を含む。



令和7年度

# 農業農村整備事業関係予算確保等を 要請しました

本会 末松則子会長は、令和7年度農業農村整備事業関係予算確保等を求め、農林水産省、財務省並びに関係機関、県議会に対して、要請活動を行いました。

○7月10日（水）に東海農政局へ藤本専務理事、事務局で要請活動を行いました。



秋葉局長（左）への要請

## 【要請先】

|          |                  |
|----------|------------------|
| 東海農政局 局長 | 秋葉 一彦            |
| 局次長      | 伊藤 優志            |
| 農村振興部 部長 | さねい まさき<br>實井 正樹 |



要請書をもとに意見交換

○7月17日（水）～18日（木）に県内選出の田村衆議院議員、川崎衆議院議員、鈴木衆議院議員、石原衆議院議員、森衆議院議員の同行のもと、農林水産省、財務省、関係国会議員並びに全国水土里ネットへ要請活動を行いました。



武村農林水産副大臣への要請  
（左から鈴木衆議院議員、武村農林水産副大臣、末松会長、藤本専務理事）

## 【要請先】

|                  |        |
|------------------|--------|
| 農林水産副大臣          | 武村 展英  |
| 農林水産省 農村振興局 局長   | 前島 明成  |
| 農林水産省 農村振興局 局次長  | 青山 健治  |
| 農林水産省 農村振興局 整備部長 | 緒方 和之  |
| 財務大臣政務官          | 進藤 金日子 |
| 財務省 主計局 局長       | 宇波 弘貴  |
| 全国水土里ネット 専務理事    | 室本 隆司  |



要請書をもとに意見交換



前島農村振興局長への要請  
（左から藤本専務理事、末松会長、前島農村振興局長、  
県湯浅次長、伊藤課長）



要請書をもとに意見交換





青山農村振興局次長への要請  
(左から藤本専務理事、末松会長、青山農村振興局次長、県湯浅次長、伊藤課長)



要請書をもとに意見交換



緒方農村振興局整備部長への要請  
(左から県伊藤課長、湯浅次長、緒方農村振興局整備部長、末松会長、藤本専務理事)



要請書をもとに意見交換



進藤財務大臣政務官への要請  
(左から藤本専務理事、石原衆議院議員、川崎衆議院議員、進藤財務大臣政務官、末松会長、田村衆議院議員、森衆議院議員)



要請書をもとに意見交換



宇波主計局長への要請  
(左から藤本専務理事、森衆議院議員、川崎衆議院議員、末松会長、宇波主計局長、田村衆議院議員、石原衆議院議員)



要請書をもとに意見交換





全国水土里ネット室本専務理事への要請

○8月5日(月)に「三重県議会新政みえ」へ末松会長、藤本専務理事、事務局で要請活動を行いました。



三重県議会新政みえへの要請  
(左から小島議員、田中議員、藤本専務理事、末松会長、三谷議員、中瀬議員、中瀬古議員、日沖議員)



要請書をもとに意見交換

○8月26日(月)に「自由民主党三重県支部連合会」へ末松会長、藤本専務理事、事務局で要請活動を行いました。



自由民主党三重県支部連合会への要請  
(左から藤本専務理事、末松会長、谷川議員、石田議員)



要請書をもとに意見交換

今後、10月3日(木)三重県農林水産部長へ要請、11月12日(火)農林水産省、財務省、関係国会議員へ2回目の要請を行う予定です。

## ●要請した内容

農業・農村の持続可能な発展のため、令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算において、能登半島地震の教訓や物価高騰などの影響をふまえ、地域の要望に十分応えられる農業農村整備事業予算を確保すること。

また、防災重点農業用ため池の防災工事や農村地域における排水機場の耐震化・長寿命化など、防災・減災、国土強靱化を強力かつ計画的に進めるため、必要かつ十分な予算を確保するとともに、改正国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

農業生産基盤である農地や農業水利施設等は、食料の安定供給の確保や農業の生産性の向上を図っていく上で極めて重要であり、農業インフラの適切な保全管理が必要不可欠である。

こうした中、農業水利施設の維持管理を担っている土地改良区では、農業水利施設の老朽化等による維持管理費の増大などから運営状況が切迫しているため、公的役割を担っている農業水利施設について、自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、農業水利施設を管理する土地改良区の運営基盤強化を支援する仕組みを構築すること。

本県では、標準耐用年数を超過するなど老朽化した農業水利施設が数多く存在することから、今後も補修・更新事業の整備が効率的に進められるよう「水利施設等保全高度化事業」及び「農村地域防災減災事業」の実施計画や機能保全計画の策定について、令和7年度までとなっている国の定額補助を継続すること。



# 「農業農村整備の集い」が開催されました

— 農を守り、地方を創る予算の確保に向けて —



二階全国水土里ネット会長 主催者挨拶

令和6年6月10日(月)、東京都千代田区シェーンバッハ・サボー(砂防会館別館)において、令和7年度の当初予算の確保、「食料・農業・農村基本法」の見直しを踏まえた土地改良法や関連する支援制度の充実に向けた「農業農村整備の集い」が開催され、鈴木農林水産副大臣をはじめ、衆参両院の国会議員、全国からの土地改良関係者1,200人余りが参集しました。

県内からは加藤理事(木曾岬町長)をはじめ11人が参加しました。

開会にあたり、主催者を代表して二階全国水土里ネット会長より挨拶があり、土地改良は日本の農業を発展させ農村を豊かにする礎であり「闘う土地改良」のもと予算の確保に努めてきたこと、土地改良区の女

性理事もこの2年半で2.5倍に増え、県土連の女性理事に至っては5倍になった。「土地改良が変わった」と言われるよう目標達成に向けて取り組んで行こうと呼びかけられました。次に鈴木農林水産副大臣、滝波参議院農林水産委員長、細田自民党農林部会長、進藤財務大臣政務官(全国水土里ネット会長会議顧問)が来賓として祝辞を述べられました。

続いて、来年度全国土地改良大会開催県である水土里ネットさがの高田専務理事より財務省や農林水産省への要請書(案)が朗読され、全会一致で採択されました。その後、宮崎参議院議員(全国水土里ネット会長会議顧問)より農業農村を巡る情勢報告があり、最後にちば水土里ネット女性の会会長の「ガンバロウ三唱」で盛会のうちに閉会しました。



鈴木農林水産副大臣 来賓祝辞



滝波参議院農林水産委員長 来賓祝辞



細田自民党農林部会長 来賓祝辞



進藤財務大臣政務官（全国水土里ネット会長会議顧問）  
来賓祝辞



宮崎参議院議員（全国水土里ネット会長会議顧問）  
情勢報告

「農業農村整備の集い」終了後、参加者は衆参議員会館に県選出の国会議員他を訪問し決議された要請書により要請活動を行いました。

なお、次回の「農業農村整備の集い」は11月5日（火）に開催を予定しております。



# 県内各地で宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問が 農業農村整備事業推進懇話会を開催しました

去る7月4日（木）～5日（金）に宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問が来県され農業農村整備事業推進懇話会を県内12ヵ所の土地改良区事務所等で開催されました。

各会場とも、まず宮崎顧問から6月5日に施行された「食料・農業・農村基本法」により新しい農政がスタートしたが、その改正ポイントや土地改良予算の状況などホットな情報を提供していただき、その後出席者との意見交換が行われました。



国の情報提供をされる宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問

初日（4日）は、午前には桑名管内で、午後には四日市管内で開催されました。

まず、桑名管内では桑名市の長島町土地改良区、東員町内の員弁川用水第二土地改良区、神田土地改良区の3会場で行われました。意見交換では、災害対策の充実、水田活用交付金に係る要件の緩和、米価下落に対する憤り、家族経営といった小規模農業者への支援など地域で発生している様々な問題、それに対しての要望が出されました。



長島町土地改良区での様子



員弁川用水第二土地改良区での様子



神田土地改良区での様子

午後からの四日市管内では四日市市の三重用水土地改良区、鈴鹿市内の鈴鹿川沿岸土地改良区、白江野土地改良区の3会場で行われました。意見交換では、電力料金高騰対策の継続や基幹農業水利施設ストックマネジメント事業の地元負担金の軽減の要望が出され、太陽光発電



三重用水土地改良区での様子

設置による農地転用の対応策などの意見が出されました。



鈴鹿川沿岸土地改良区での様子



白江野土地改良区での様子



2日目（5日）では、午前津管内・松阪管内（多気町）で、午後松阪管内（松阪市・明和町）・伊勢志摩管内で開催されました。

まず、津管内では津市の中勢用水土地改良区（伊賀管内の関係者も含む）、高野井土地改良区、松阪管内の多気町の立梅用水土地改良区の3会場で行われました。意見交換では、津管内で水路末端施設の更新にかかる対応策、ため池特措法の延長、鳥獣害被害の軽減対策など要望が出されました。

多気町の会場では、用水源となっているため池に外来種のヒシが繁茂して取水口がヒシで塞がれ用水出来ない状況で、地元でも絶えず除草しているが繁殖が著しく除草に相当なる労力を要しているの、その対策を教えてくださいとの切実な要望がありました。早速、宮崎顧問より農林水産省へ状況報告をしていただき、8月27日（火）に農林水産省の担当者の方が関係者立会のもと現地調査をしていただき、後日対応策も含めた資料を提示していただきました。



中勢用水土地改良区での様子



高野井土地改良区での様子

午後からは、松阪管内の松阪市の櫛田川祓川沿岸土地改良区、明和町の明和土地改良区、伊勢志摩管内の宮川用水土地改良区が管理している宮川用水斎宮調整池管理事務所の3会場で行われました。意見交換では、3会場とも土地改良区における耕作者理事の要件緩和、米や麦の価格の課題、草刈りと水路の維持管理の負担増、肥

料価格高騰対策の妥当性など営農を含め様々な意見が出されておりました。



立梅用水土地改良区での様子



櫛田川祓川沿岸土地改良区での様子



明和土地改良区での様子



宮川用水斎宮調整池管理事務所での様子

2日間で県内12ヵ所での開催となりましたが、移動に相当な時間を要したため、意見交換の時間が短くなりましたが、各会場とも農業農村に対する課題や要望ばかりでなく将来の農業（営農）を心配する声も多く、宮崎顧問にも現場の声を聞いていただき、また国の農政のホットな情報もいただき有意義な意見交換の場となりました。



## 令和6年度 水土里ネット役職員研修会 開催 ～水土里ネットの運営基盤の強化を目的に～



研修会の様子



研修会の様子



本会藤本専務理事 開会挨拶

去る8月1日（木）メッセウイングみえ大研修室において、東海農政局、三重県等の担当者を講師に招き、令和6年度水土里ネット役職員研修会を開催し、県・市町の水土里ネット指導担当者、水土里ネット役職員86名が受講しました。

今回は、人権、土地改良区の運営等について理解を深めました。始めに、本会藤本専務理事より開会挨拶があり、その後研修に入りました。

まず、公益財団法人反差別・人権研究所 本江事務局次長に「“わたし”らしく生きるを考える」と題して、講義を受けました。

男女共同参画社会に関する経緯から、平成27年に成立した女性活躍推進法により、女性が仕事と家庭を両立しながら能力を発揮できる豊かで活力ある社会を実現するため、男性も家庭生活での分担意識を持つことが重要であると力説されました。

次に、東海農政局 農村振興部 土地改良管理課 浦井課長補佐に「水土里ネットにおける監事監査について」と題して、講義を受けました。

土地改良区での監事の職務と監事の行う監査の意義と必要性を説かれ、監査着手の順序そ

して多種多様に渡る監査方法、監査報告について項目ごとに分かりやすく解説されました。最後に、監事が土地改良区での不祥事を防ぐために監査を行うべき注意点を紹介されました。

休憩を挟み、三重県 農林水産部 団体検査課 検査2班 岡本班長に「土地改良区の定期検査について」と題して、県が定期的に行っている検査の根拠、状況そして受検する土地改良区での事前に準備する書簿や帳簿の必要性や定義を説かれました。また、今までの検査に当たり主な指摘された事項について個々に説明され、その改善策や根拠を紹介されました。

次に、三重県 農林水産部 農地調整課 用地班 内田主幹兼係長に「土地改良区をめぐる最近の情勢について」と題して、国の土地改良区に対する方向性、特に男女共同

参画での女性理事登用や合併について事例を交えて説明されました。

本年度も午後からの研修で短時間でしたが、監事の在り方や国からの情報提供など幅広く濃い内容となり、出席者は絶えずメモを取り、真剣な眼差しで講義を聞き入っており、有意義な研修となりました。

今回の研修内容について、受講者へアンケートを実施したところ、回答を得たアンケートのうち92%が「大変参考になった」、「参考になった」と高評価を得、また研修科目では「水土里ネットにおける監事監査について」、「土地改良区の定期検査について」に関心が集まりました。

事務局として、今後も会員の皆さんからの要望に応えられるようなカリキュラムを検討し、毎年開催していく予定としております。



公益財団法人 反差別・人権研究所みえ  
本江事務局次長



東海農政局 農村振興部 土地改良管理課  
浦井課長補佐



三重県 農林水産部 団体検査課 検査2班  
岡本班長



三重県 農林水産部 農地調整課 用地班  
内田主幹兼係長



# 三重の土地改良アラカルト

## 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した中山間地域の農地集積の事例について

### 【はじめに】

農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、機構関連事業）とは、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施し、担い手への農地の集積を促進させる事業であり、県内各地で取組が進められています。今回はこの事業を活用し、中山間地域において農地の集積が促進された事例を紹介します。

### 【取組事例】

紀北町は総面積の85%以上が森林であり傾斜地が多くみられるなど、優良な農地の確保や効率的な営農を行うことが容易でない地域が多くなっています。この様な中山間地域に位置する中里地区では、ほ場の標準区画が10aと狭小であることから、大型機械による効率的な農業を行うことが困難な状況であるほか、水路の一部が土水路の用排兼用水路であり、水管理に多大な労力を要している状況です。また、農地の一部では湧水が多く、排水不良地がみられるなど営農環境が整っていないことから、担い手への集積が進んでいません。

今回、地域の営農者の合意形成が図られたことから機構関連事業を活用し、区画整理およびパイプライン化に

取り組みました。

平野部では1haが一般的な区画形状となっていますが、中里地区は平野部に比べて農地が狭小であることから、地域特性に合わせて区画形状を30a～50aとしました。更に用水路のパイプライン化、自動給水栓等の整備や暗渠排水を設置することにより、大型の農業機械による農作業の効率化や水管理の省力化、排水不良地の乾田化が図られ、90%以上の農地集積が進んだことにくわえ、なばな等の高収益作物を作付することで地域の農業の生産性向上に繋がりました。

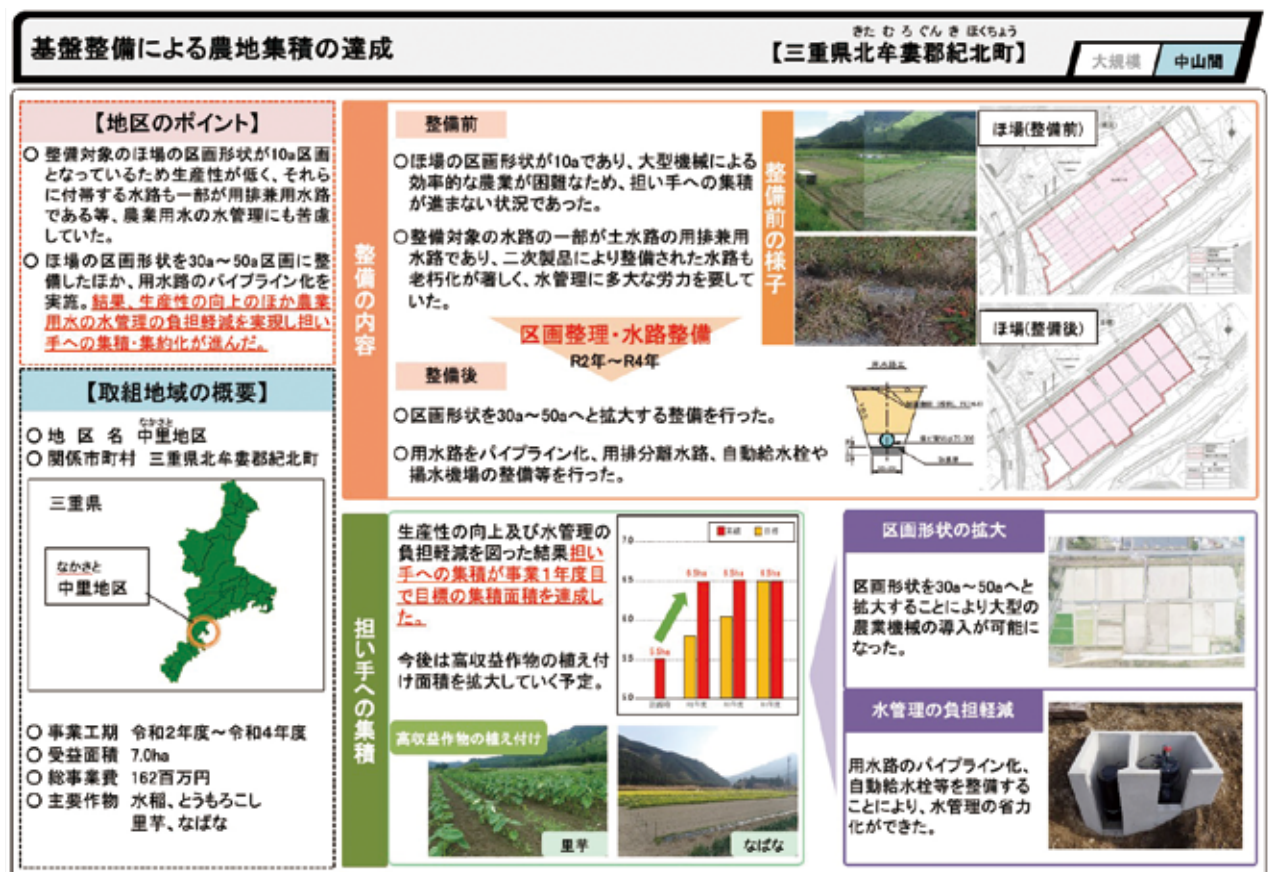
### 【今後の取組み】

中山間地域においても、機構関連事業を利用する事で農業者の費用負担を求めず、地域特性にあった農地整備を行い、営農環境を改善する事で担い手への農地集積の促進が可能です。

今後も機構関連事業の推進に取り組み、農業の生産性向上に繋げていきます。

### 《中里地区における補助率》

| 国     | 県     | 市町    |
|-------|-------|-------|
| 62.5% | 27.5% | 10.0% |



# こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です

日頃は「ため池保全サポートセンターみえ」の活動にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

県内の農業用ため池を管理されている方が、適正に保全管理を行っていただけるよう『ため池保全サポートセンターみえ』では、専門スタッフによる相談対応や現場指導等、ため池管理者や市町担当者の皆様への様々な支援を行っています。

また、サポートセンターでは年間450池の現地パトロールを行い、ため池が適正に保全管理されているか、異常がないかの確認をしています。

## 【ため池堤体の草刈り作業の大切さ】

サポートセンターが現地パトロールをする上で、ため池管理者にお願いしたいことは堤体の草刈り作業です。

堤体の法面・法尻に漏水や崩落・陥没等の決壊につながるような異常が無いかを確認しており、堤体が草木等で覆い被さっていると異常があっても発見することが難しく見逃してしまう恐れがあります。

こういったことから、ため池堤体の草刈りは日常管理の上で最も重要な事項の1つだと考えていますので、重労働となり大変ではありますが、堤体天端・上流法面・下流法面・法尻部の隅々までよろしくお願いします。

## 【堤体草刈り状況 悪い例（8月末撮影）】



取水施設まで行くルート of 堤体天端だけが草刈りがされている池



堤体上流法面は草だらけで地表面がわからなくなっている



堤体下流法面も草だらけで地表面がわからなくなっている

## 【堤体草刈り状況 良い例（8月末撮影）】



今年8月末の台風10号で堤体下流法面が崩落したもので草刈が適正にされていたため、すぐさま発見することが出来た



堤高が高く、法長も大きいが堤体全体の草刈りが綺麗にされていて一目で異常があるかを確認することが出来る



法尻部からの漏水も草刈りが適正にされていたら、すぐさま発見することが出来る



堤体下流法面からの漏水も草刈りが適正にされていたら、すぐさま発見することが出来る

## ため池保全サポートセンターみえ

相談窓口

月曜 AM・木曜 AM

TEL.059-224-3555 FAX.059-225-7332

〒514-0006 津市広明町330番地  
三重県土地改良会館 4階



# 多面的機能支払(農地・水・環境保全向上対策)の紹介

## 片山地区環境保全会(津市)

### 1. 組織概要

設立：平成29年4月

取組面積：水田1,165a 畑26a 合計1,191a

主要施設：水路6km 農道2.7km

構成員：農業者7名 非農業者32名

合計39名 (うち役員数5名)

私たちの活動区域は、津市一志町大仰地域を流れる雲出川の北側(左岸側)にあり、川と山に挟まれた緑豊かな田園地帯です。地域の農業経営については、大半の農地を担い手である農業法人が引き受けて稲作、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を行っています。

### 2. 活動内容

#### 【維持管理】

現在、地域で営農している農業者は担い手への利用集積により減少していますが、地域農業を維持、継続していくために必要な農道や水路を守っていくため、多面的機能支払交付金の制度を利用し、地域住民が一体となって農道や水路の清掃、草刈り、泥上げ等に取り組んでいます。



除草作業



防草シート敷設作業



水路の土砂上げ



土砂撤去

#### 【鳥獣害対策】

活動区域内には、太閤堤と呼ばれる大きな法面があり、以前は藪がひどくイノシシやシカの住処となっていました。皆で協力し藪を解消することが出来ました。再度、藪となってしまうように今後も定期的に管理を行っていくつもりです。

また、担い手が設置した獣害防護柵の保守管理も行うことにより、地域を獣害から守る活動も行っています。しかしながら、シカやイノシシは雲出川沿いに移動しており、なかなか獣害が減らないことに悩まされています。

課題はいろいろありますが、今後も、地域の農業を維持のためだけではなく、農村環境を守っていくためにも地域住民が一体となって活動していきたいと思っています。活動に参加してもらいたいと思います。



獣害柵の管理



「第15回みえのつどい」  
開催について

日時：令和6年12月21日(土) 12:45～16:00(予定)

場所：三重県総合文化センター 大ホール他

# 新たな農業への取り組み事例

## ICT 捕獲技術による高密度地域におけるニホンジカ集中捕獲（伊賀市）

獣害

取組主体：ICT による農林一体獣害対策コンソーシアム

取組期間：平成 26 年～

キーワード：ニホンジカ、ICT 捕獲、遠隔監視操作システム

### 1 産地の概要

＜対象地域＞ 伊賀市

＜産地の現状・課題＞

アンケート結果※によると、市内の 67 の集落で、ニホンジカによる被害が問題となっていた。

※集落代表者へのアンケート調査（H25）において、被害が「大きい」以上の回答をした集落数（有効回答数 154）

平成 21 年度以降、被害対策として、金属製の侵入防止柵の設置や周辺環境の整備が進められたことで、被害額は減少傾向で推移していた。

しかしながら、柵の開閉口や破損部分からの侵入による被害があり、十分に被害軽減を実感できない状況が見られた。

このため、柵の整備と併せて周辺での捕獲を強化する必要があったが、従来の箱罠やくくり罠などでは、一度の捕獲頭数が 1 頭～数頭に限られるとともに、取り逃がした個体は檻・罠に対して警戒心を高め、捕獲が困難となることから、新たな捕獲技術が求められていた。

### 2 検討体制

＜構成員と（役割）＞

- ・地域住民、狩猟者（大型檻管理等）
- ・伊賀市役所（地域住民、狩猟者との調整等）
- ・（一社）獣害対策先進技術管理組合（被害軽減体制の維持、啓発、研修事業等）
- ・（株）アイエスイー（遠隔監視操作システムの開発・運用）
- ・鳥羽商船高等専門学校（遠隔監視操作システムの開発）
- ・兵庫県立大学（遠隔監視操作システム、捕獲技術の開発、捕獲技術体系確立と実証）
- ・三重県（農業研究所、林業研究所、普及センター、獣害対策課）（遠隔監視操作システムの開発、捕獲技術体系確立と実証、密度指標資料作成）

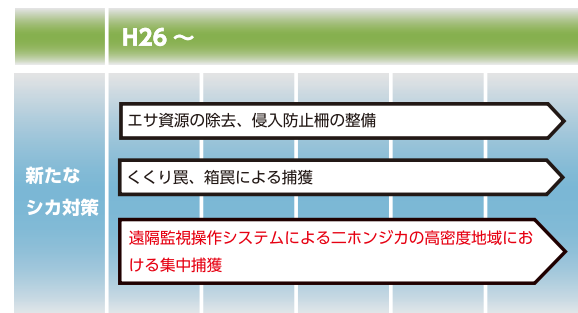
### 3 新たなニホンジカ捕獲技術

＜目指すニホンジカ捕獲技術＞

捕獲頭数が不足していることで、ニホンジカが高密度となっている地域において、ICT を活用した遠隔監視操作システムと大型捕獲檻を導入し、効率的な捕獲に取り組むことで、生息密度の低減と被害軽減を図る。



同時に出没する複数の個体をまとめて捕獲することが可能な「遠隔監視操作システム」を開発し、捕獲頭数が不足しているニホンジカの高密度地域に、**当システムと大型檻を導入**



＜新たなシカ対策の効果（検証結果）＞

- ・被害金額（伊賀市報告）：3,432 千円（H25）→2,016 千円（R 元）
- ・被害が「大きい」以上の回答をした集落数：67 集落（H25 有効回答数 154）→55 集落（R2 有効回答数 154）



遠隔監視操作システムの概要

### 問い合わせ先：

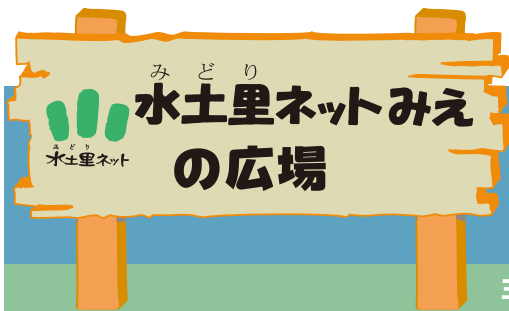
農業研究所地域連携研究課

TEL：0598-42-6356

中央農業改良普及センター

TEL：0598-42-6323





## 第28回 ～ふる里の水と土に感謝して～ 大師の里・彦左衛門の あじさいまつり 開催

主催：あじさいまつり実行委員会（事務局：水土里ネット立梅用水）  
後援：多気町、多気町勢和地域資源保全・活用協議会

去る6月9日（日）に水銀と弘法大師「空海」ゆかりの地「丹生大師の里」で、周囲を流れる立梅用水を（水（み））・周辺の田んぼを（土（ど））・1万本以上のあじさいが咲乱れる緑豊かな資源空間の（里（り））をまつりの舞台とした「水土里（みどり）の祭典」『第28回大師の里・彦左衛門のあじさいまつり』が開催されました。

終日この時期らしい梅雨空でありましたが、町内外から約4,000人の来場者は雨に映える色鮮やかに咲き乱れた色とりどりのアジサイを眺めながら、散策を楽しみました。

オープニングセレモニー後に各会場では、ボート下り、田んぼの綱引き、あじさいコンサート、ビオトープの生き物観察会など様々な催しが繰り広げられ、終日賑わっていました。

広い会場には50余りの出展ブースが設けられ、来場者は各ブースに立ち寄りながら散策を楽しんでいました。特に国登録記念物・世界かんがい施設遺産となった立梅用水路の「ボート下り」は大人気で、開始前から長蛇の列ができていました。我が水土里ネットみえも例年の会場入口付近ではなく、来場者の安全確保とより多くの出展ブースを楽しめるように会場入口にブースを設け、会場内の散策道沿いにポイントを設置し、そこで各自スタンプを押すことにより、本会の愛称「みどりねっとみえ」を完成させる「あじさいの小径スタンプラリー」でまつりを盛り上げました。



スタンプラリーにチャレンジする来場者



ポイントでスタンプを押す参加者



花の苗を選ぶ参加者

小雨のなか600人余りの家族連れやグループが参加し、あじさいを眺めながら散策を楽しみ、指定されたポイント箇所を回り、「本会」の愛称を覚えてもらいました。散策後、参加者にはもれなく花の苗がプレゼントされ、眼を凝らしながら色とりどりの苗を選び、満足そうにブースを後にしました。

また、恒例の「田んぼの綱引き大会」では、16チームがエントリーし、トーナメント方式で戦いに臨みました。会場となった田んぼの周りは、大勢の観客で賑わい、各試合全身泥まみれになりながら、持てる力を振り絞り、熱戦が繰り広げられ、応援する側も力が入り、大いに盛り上がっていました。



奮闘する「水土里ネットみえつなひき隊」



「水土里ネットみえつなひき隊」精鋭6人衆

我が「水土里ネットみえ つなひき隊」も上位を狙うと強い意気込みで臨みましたが、惜しくも初戦敗退となりました。それでも田んぼの周りの観客からは惜しみない拍手で健闘を称えられていました。

# 事務局だより

## 支部活動報告

### 報告

#### 桑名支部 第68回通常総会 開催

去る8月7日(水)に桑名支部第68回通常総会を桑名シティホテルで開催しました。

通常総会は加藤支部長の挨拶で始まり、来賓として桑名農政事務所 堀江所長、谷本農村基盤室長、三重県土地改良事業団体連合会 藤本専務理事にご臨席をいただき、堀江所長、藤本専務理事よりご挨拶をいただきました。議事に先立ち加藤支部長を議長に選任し、3議案が上程され、第1号議案、第2号議案、第3号議案ともに原案どおり承認されました。

なお、視察研修は、9月24日(火)～25日(水)に関西方面で実施しました。当日の様子は、次号(357号)で報告させていただきます。

#### 議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告、同収支決算について
- 第2号議案 令和6年度事業計画、同支部会費の基準並びに徴収方法、同収支予算について
- 第3号議案 役員の補欠選任について



加藤支部長 挨拶



通常総会の様子

### 報告

#### 四日市支部 第67回通常総会 開催

三重県土地改良事業団体連合会四日市支部第67回通常総会を、去る8月2日(金)午前10時30分より四日市市の「プラトンホテル四日市3階ダイヤモンドホール」で開催し、23名が出席しました。

総会では、藤谷支部長が議長に選任され、議事は下記の2議案が上程され、第1号議案、第2号議案とも原案どおり承認されました。

なお、視察研修は、9月24日(火)～25日(水)に関西方面で実施しました。当日の様子は、次号(357号)で報告させていただきます。

#### 議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告、同収支決算について
- 第2号議案 令和6年度事業計画、同収支予算について



藤谷支部長挨拶



総会の様子

### 報告

#### 津支部 第66回通常総会・視察研修 開催

#### 総会

去る8月8日(木)に津支部の第67回通常総会を「メッセウイング・みえ」にて、来賓として津農林水産事務所 伊藤所長、南部農村基盤室長、本会藤本専務理事のご臨席をいただき開催しました。

総会の議長に田村支部長を選任し議事に入り、上程した第1号議案、第2号議案は原案どおり承認されました。

#### 議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告並びに同収支決算について
- 第2号議案 令和6年度事業計画、同会費徴収基準及び方法、同収支予算について



田村支部長挨拶



藤本専務祝辞



伊藤所長祝辞



総会の様子



## 視察研修

8月8日の総会終了後から9日にかけて、県、市及び土地改良区役職員の16名が参加し、農業用水を通じて「水」、「農」、「食」、「環境」を分かりやすく学べる機会を提供する愛知県安城市「明治用水土地改良区」と耕作放棄地を解消するため補助事業を活用し地域農業の活性化を図る愛知県田原市「田原市土地改良区」で視察研修を行いました。

### 1) 明治用水土地改良区(8月8日)

土地改良区事務所に隣接している「水のかんきょう学習館」にて鳥居事務局長より説明を受けました。

明治用水は、1級河川である矢作川より取水し、安城、豊田、知立、刈谷、高浜、碧南、西尾、岡崎の西三河地域8市に及ぶ広大な農村、都市に水を供給しており、頭首工と幹線水路を改良区が管理しています。明治13年の初通水から145年という長い歴史があり、この地域は“日本デンマーク”と呼ばれています。また、「水を使う者は自ら水をつくれ」を合言葉に造林事業にも取り組んでおり、矢作川上流に543haにおよぶ水源林の保有・管理をしています。さらに、啓発活動として、この学習館(環境学習施設)を設置し、近隣小学校へ出張授業や田植え、収穫の体験など、地域の子どもたちに楽しんで学べる機会を提供しています。その後、館内を見学させて頂きました。参加者も熱心に説明を聞き、有意義な研修となりました。



鳥居事務局長の説明を受ける参加者



明治用水管内水路位置図を確認する参加者



集合写真



館内の様子



ハウス栽培の様子



大和理事長に質問をする参加者



河合事務局長の説明を受ける参加者

### 2) 田原市土地改良区(8月9日)

温暖な気候に恵まれた高い平均気温と長い日照時間により、農業に適した地理条件を持つ渥美半島にある、田原市土地改良区を視察しました。

農機具倉庫にて、大和理事長の挨拶の後、河合事務局長より説明を受けました。

この地域では、豊川用水事業により昭和38年から昭和42年にかけて旧行政区ごとに区画整理を行い、渥美町土地改良区、田原町土地改良区、赤羽根町土地改良区が順次設立され、昭和43年の豊川用水通水を契機に安定した畑地営農(ハウス栽培)が可能となり、全国有数の農業生産地として発展しました。

平成15年の田原市、赤羽根町の行政合併による田原市の誕生、更には平成17年渥美町の田原市への編入合併を機に、3土地改良区が統合再編成を果たし、田原市土地改良区が設立されました。

平成19年頃から、増加してきた耕作放棄地を解消するため、基盤整備事業を行っており、平成30年に農地中間管理機構関連事業の東海地方第1号となった地区もありました。

その後、ハウス栽培中のキャベツの苗場を見学させて頂きました。キャベツ栽培をしている参加者もあり、質疑も活発に行われてとても有意義な研修となりました。

## 報告

### 松阪支部 第67回通常総会 開催

三重県土地改良事業団体連合会松阪支部第67回通常総会を去る7月12日(金)午前11時15分より松阪市上川町の「ワークセンター松阪会議室」において開催しました。

総会は竹上支部長の挨拶で始まり、松阪農林事務所木下所長、水土里ネットみえ 中村事務局長から来賓祝辞があり、その後支部長が議長に選任されました。議事は下記の2議案が上程され、第1号議案、第2号議案とも原案どおり承認されました。

#### 議案

第1号議案 令和5年度事業報告、同収支決算について

第2号議案 令和6年度事業計画、同収支予算について



竹上支部長 挨拶



総会の様子

## 報告

### 伊勢志摩支部 第18回通常総会・視察研修 開催

去る7月25日(木)～26日(金)に、第18回通常総会並びに視察研修(静岡県、愛知県)を開催しました。

#### 総会

総会は、1日目の車中で開催しました。

奥山支部長(宮川用水土地改良区理事長)を議長に選任し、上程した下記2議案ともに原案どおり承認されました。

#### 議案

第1号議案 令和5年度事業報告及び同収支決算について

第2号議案 令和6年度事業計画及び同収支予算について



車中での奥山支部長挨拶



監査報告の様子

#### 視察研修

視察は、土地改良区での水管理システムと農業を活用し産業振興を目指した地域の取り組みを目的として行いました。

1日目は、静岡県磐田市にある寺谷用水土地改良区事務所を訪れて、2022年に世界かんがい施設遺産に登録された「寺谷用水」の研修を受けました。

前半は改良区事務所で概要説明を受けました。寺谷用水の取水源となっている天竜川は、昔から「暴れ天竜」と言われるほど、洪水の毎に流路が変化するため、何度も取水口の場所を変えながら、現在の船明(ふなぎら)ダムが完成するまでは、歴史的に大変苦労が続いたとのことでした。現在は改良区内にある水管理システムで、水量を確認できるようになっているとのこと。

後半は現地において、徳川家康の命により戦国時代(1590年)に造成された最初の取水口「大塚樋」の視

察と、用水末端部での水不足解消のために、平成11年度にパイプライン化された地区のファームポンドの視察及び説明を受けました。430年の歴史における新旧の施設を同時に視察することにより、世界かんがい遺産であるに相



世界かんがい施設遺産



事務所にて説明を受ける参加者





参加者集合写真

応しい施設であることを認識することができました。

2日目は、愛知県安城市で、公益財団法人安城都市農業振興協会が管理運営主体となっている市立公園「安城産業文化公園デンパーク」にて研修を受けました。

公園の目的としては、①農村と都市の共存、②農業情報の受発信基地、③農工商の調和のとれた産業振興、④新しい余暇活動の提案、⑤新しい観光資源の開発の5項目が掲げられており、それらを達成し、更に進化すべく、日々の管理運営などの苦労話を交えて、詳しく説明をいただきました。

一年で最も暑い時期「大暑」を迎えた中での開催となりましたが、心身共に熱く、大変有意義な視察研修となりました。



現地にて説明を受ける参加者



説明を受ける参加者



現地にて説明を受ける参加者

## 報 告

## 伊賀・名張支部 第67回通常総会・先進地視察研修 開催

三重県土地改良事業団体連合会伊賀・名張支部第67回通常総会並びに先進地視察研修（福井県）を去る7月3日（水）・4日（木）に開催した。

### 総 会

総会は、来賓として伊賀農林事務所農村基盤室増井室長、農村基盤室基盤整備課岡田主幹兼課長代理、当会本部より藤本専務理事を来賓にお迎えし、吉田支部長を議長に選任し開催した。

議案は、下記2議案が上程され第1号、第2号議案は原案どおり承認された。

### 議 案

- 第1号議案 令和5年度事業報告、同収支決算について
- 第2号議案 令和6年度事業計画、同収支予算について

### 視察研修

視察研修は、管内土地改良区役職員、県、市職員36名が参加し、スマート農業導入による農業生産の向上の取組みと里山保全・再生・保護活動の取組みを目的として実施した。

1日目は、福井県鯖江市で『NOSAI 福井』を見学した。

NOSAI 福井では、全国に先駆けて、スマート農業機械の作業精度向上に必要な RTK 基地局を福井県内全域で利用可能となるように5か所設置し、従来の衛星からの位置情報だけでなく、RTK 基地局からの補正位置情報を併用することで、綿密な作業が可能となり 2021年3月から運用開始されている。

説明では、基地局の導入経緯、スマート農業の普及拡

## 事務局だより

大、労働力の大幅な改善が見込まれている状況等、導入後の効果など詳細に説明して頂いた。

2日目は、福井県越前市で『白山地区コウノトリが舞う里づくり』を見学した。

越前市では、絶滅危惧種であるコウノトリを豊かな自然環境のシンボルとして位置づけ、地域住民と地域の活動団体が連携しながら、里山保全・再生・保護活動に取り組ん

でいる状況を丁寧に説明して頂いた。

生息場の見学では、コウノトリが優雅に田に飛来する姿や人工巣塔から飛立つ様子などを見学することができた。

今回の視察研修では、農業生産の向上のための農業技術の活用方法や里山保全・再生などの取り組みを研修することができて、参加者から活発な質疑応答が、行なわれ大変有意義な視察研修になった。



第67回通常総会の様子



通常総会の様子



「NOSAI 福井」にて研修の様子



「白山地区コウノトリが舞う里づくり」にて研修の様子



「NOSAI 福井」にて研修の様子



「白山地区コウノトリが舞う里づくり」にて研修の様子

## 報告

### 東紀州支部 第19回通常総会 開催

三重県土地改良事業団体連合会東紀州支部第19回通常総会を去る8月7日（水）午前11時より御浜町役場3階の「くろしおホール」において開催しました。

総会は大畑支部長の挨拶で始まり、熊野農林事務所 高橋所長から来賓祝辞をいただき、その後支部長を議長に選任しました。議事は下記の2議案が上程され、第1号議案、第2号議案とも原案どおり承認されました。

#### 議案

第1号議案 令和5年度事業報告、同収支決算について

第2号議案 令和6年度事業計画、同収支予算について



大畑支部長挨拶



高橋所長挨拶



総会の様子



# 第21回『みえの農村風景』写真コンテスト

## 1. 目的

みえの農村にスポットをあてた写真を募集して、農業・農村に対する関心を高めていただき、さらに広報冊子、その他の広報資料にこの写真の活用を目的として実施します。

## 2. 応募要項

「農村地域の風景」、「美しい田んぼ・畑の風景」、「農作業風景」、「農村地域の正月風景」、「農村の歴史と伝統がある祭りやイベントの様子」、「農業用施設が農業生産活動等に広く利活用されている情景」、「農村公園・親水公園を中心に地域住民とのふれあいを感じさせる情景」の写真。三重県内で撮影された未発表で著作権のないもの及びその予定のないもの。(ただし、令和4年以降に撮影されたものとする。)

カラープリントのキャビネ版(2L版可)以上の単写真。(デジタルカメラ可)

- ・応募は一人3点以内とします。
- ・入賞は一人1点とします。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・作品1点につき応募票を添付のこと。(記入漏れ・応募票のないものは無効とします。)
- ・テーマと明らかに逸脱する作品や題材に準じていない作品は審査対象からのぞきます。
- ・応募作品の使用権は水土里ネットみえ(三重県土地改良事業団体連合会)に帰属するものとします。
- ・応募作品は水土里ネットみえの広報写真として活用させていただきますのでネガ等の提示をお願いすることもあります。
- ・応募用紙にご記入いただきましたデータは、個人情報保護基本方針に基づき厳重に管理いたします。

## 3. 審査及び表彰

審査委員会を設け厳選し、入賞者については令和7年2月中旬ごろ直接本人に通知いたします。また、「みえの土地改良」に掲載いたします。

## 4. 賞

- ・最優秀賞 1点 副賞(賞金5万円)・優秀賞 2点 副賞(賞金2万円)
- ・特別賞 4点 副賞(賞金5千円)・伊勢新聞賞 1点 副賞(商品図書券) 予定

## 5. 応募締切

令和6年12月13日(金)当日消印有効

## 6. 応募方法

応募票を作品の裏面に貼り、下記あてに送付して下さい。

〒514-0006 三重県津市広明町330番地

三重県土地改良事業団体連合会 総務部企画総務課 まで TEL:059-226-4824

## 7. 主催者

水土里ネットみえ

## 8. 後援

三重県、伊勢新聞社



|     |                |   |   |      |   |
|-----|----------------|---|---|------|---|
| 応募票 | (ふりがな)<br>タイトル |   |   |      |   |
|     | 撮影年月           | 年 | 月 | 撮影場所 |   |
|     | (ふりがな)<br>名前   |   |   | 年齢   | 歳 |
|     | 住所             | 〒 |   |      |   |
|     | 電話             |   |   |      |   |

# 三重県土地改良事業団体連合会採用試験案内

(令和7年4月採用予定)

## 1 採用予定人員及び受験資格

| 採用予定人員 | 受 験 資 格                                              |                             |                                  |
|--------|------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
|        | 学 歴 等                                                | 生 年 月 日                     | そ の 他                            |
| 若干名    | 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者及び令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 | 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 | 職員人事規程第7条(欠格事項)に該当する人は、受験できません※1 |

※1 職員人事規程第7条

(1)成年被後見人及び被保佐人

(2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3)国及び地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 職 種 内 容

| 職 種       | 職 務 内 容                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①事務職(若干名) | ・総務、経理、事務全般                                                                  |
| ②技術職(若干名) | ・施設機械(ポンプ、ゲート等)の操作、メンテナンスに関する業務<br>・土地改良事業(農業農村整備事業)に関する調査、計画、測量、設計、施工管理等の業務 |

## 3 受験手続き及び日程

### (1)受験手続

受験希望者は、次の書類を三重県土地改良事業団体連合会総務部企画総務課へ提出して下さい。

ア 履歴書(写真貼付)…… 1通

イ 卒業(見込)証明書・成績証明書又は単位取得証明書…… 1通

ウ 封筒(宛先欄に受験者の住所及び氏名を記入した返信用封筒で110円切手を貼付したもの)…… 1通

### (2)日 程

採用試験は、3回実施します。(採用が決まり次第、受付を終了します)

| 受付期間                            | 第1次試験               | 第2次試験 | 最終合格発表 |
|---------------------------------|---------------------|-------|--------|
| 【1回目】<br>6月3日(月)～<br>6月21日(金)   | 7月10日(水)<br>午後1時30分 | 7月中旬  | 8月上旬   |
| 【2回目】<br>9月24日(火)～<br>10月25日(金) | 11月7日(木)<br>午後1時30分 | 11月下旬 | 11月上旬  |
| 【3回目】<br>12月2日(月)～<br>12月20日(金) | 1月10日(金)<br>午後1時30分 | 1月下旬  | 2月上旬   |



- ・受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。(郵送受付可)  
受付後の応募書類は、一切返却しません。
- ・なお、履歴書等による書類選考を行う場合があります。
- ・試験会場は、第1次・第2次試験とも津市広明町330番地三重県土地改良会館で実施します。
- ・試験結果は、第1次・第2次試験とも受験者全員に書面で通知します。
- ・第2次試験日は、第1次試験結果発表の際に通知します。

#### 4 試験科目及び内容

| 区 分   | 試 験 科 目 | 試 験 の 内 容                                   |
|-------|---------|---------------------------------------------|
| 第1次試験 | 一般適応試験  | 「知的能力」「態度能力」を診断するため、一般知識及び能力についての択一式による筆記試験 |
|       | 作 文     | 「今後の日本の農業・農村」について、原稿用紙2枚以内(800字以内)にまとめる     |
| 第2次試験 | 口 述 試 験 | 理解力や表現力及び職場適応性等について、個別面接により行う               |

#### 5 合格から採用まで

最終合格者については、令和7年4月1日に採用します。

#### 6 給与、勤務場所、勤務時間及び休暇

- (1) 三重県土地改良事業団体連合会「職員給与支給規程」に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、期末・勤勉手当等が支給されます。大卒初任給は、おおむね199,100円であり、職務経験のある者は、経験年数に応じ加算支給します。
- (2) 勤務場所は、津市広明町330番地にある三重県土地改良会館で、近鉄津駅から徒歩5分のところで、転勤はありません。
- (3) 勤務時間は、8時30分から17時15分までの8時間(月曜日～金曜日)です。
- (4) 年次有給休暇は、1年につき20日あり、この他に特別有給休暇等があります。

#### 7 その他

- (1) この試験の詳細についての問い合わせは、下記までご連絡下さい。
- (2) 会館訪問、職場見学は、随時受け付けておりますので、ご希望の方はご連絡下さい。

##### 【連絡先】

三重県土地改良事業団体連合会 総務部 企画総務課  
担当者：田端、山口 TEL 059-226-4824

- (3) 土地改良事業団体連合会は、土地改良法により設立が認められている「公法人」で、全国47都道府県にあり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和32年12月11日に農林大臣の設立認可を受け設立されています。



## 第4回

「水が伝える豊かな農村空間～疏水・ため池のある風景～」

## 写真コンテスト

募集期間 | 2024年6月1日(土)から  
2024年12月13日(金)まで

**農作物の命農業用水。地域に潤いと安らぎを与えてきた農業用水。**

**その大切さを、四季の織りなす景色や生活の様子とともに写真で伝えてください。**

**応募条件・題材** 2023年以降に撮影した未発表のもので、用水路やため池など農業水利施設が写っている写真  
**疏水部門** 用水路、頭首工、スプリンクラー、貯水池（農業用ダム）などの農業水利施設  
**ため池部門** 農業用ため池（農業用水として使用されているため池）

**各賞** 疏水・ため池各部門について下記の賞を予定しています。  
農林水産省農村振興局長賞 1点（賞状、賞品8万円分商品券）  
全国水土里ネット会長賞 1点（同、同5万円分）  
**New** 水土里ネット団体賞（土地改良区（連合）役職員と組合員を対象） 1点（同、同1万円分）  
U-18賞（2025年3月31日時点で18歳以下を対象） 1点（同、図書カード1万円分）  
入選 10点程度（2千円分フオカード）

**応募方法** 応募サイズ：4つ切り（ワイド可）又はA4  
応募数：1人各部門3点ずつまで（最大6点まで）  
応募要領：詳細はチラシ裏面又は当会ホームページを御覧ください。http://www.inakajin.or.jp

**主催** 疏水ネットワーク、全国ため池等整備事業推進協議会、全国土地改良事業団体連合会

**後援** 農林水産省



問い合わせ・作品送付

全国土地改良事業団体連合会（全国水土里ネット）

第4回「水が伝える豊かな農村空間～疏水・ため池のある風景～」写真コンテスト係  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4階 TEL:03-3234-5480

## 令和6年度 本会主催 行事予定

### 1. みえ水土里ネット女性の会研修会

日時：令和6年10月28日（月） 場所：愛知県小牧市「ルートイングランティア小牧」 愛知県犬山市「犬山頭首工」

### 2. 技術実践向上研修

日時：令和6年11月19日（火） 場所：津市 三重県総合文化センター

### 3. 令和6年度 統合整備推進研修（会計研修）

日時：令和6年11月27日（水） 場所：津市 三重県教育文化会館

### 4. 令和6年度 統合整備推進研修（基礎研修）

日時：令和6年12月5日（木） 場所：津市 三重県教育文化会館

### 5. 第67回通常総会

日時：令和7年3月21日（金） 場所：津市 ホテルグリーンパーク津



## 令和6年度版「農業農村整備事業の地方財政措置の手引き」発行について

本書は、農業農村整備事業の実施にあたって考慮すべき地方財政措置のガイドブックとして毎年発行し、関係者の皆様に広く活用いただいております。

購入を希望される方は、コピーをしていただき、お申込み下さい。

### 購 入 申 込 書

令和      年      月      日

#### 1. 送付（送信）先

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4  
砂防会館別館 4 階  
全国土地改良事業団体連合会 事業部  
FAX 03-3234-5670  
TEL 03-3234-5592

#### 2. 購入申込書籍

| 書 籍 名                       | 注文部数 | 備 考                        |
|-----------------------------|------|----------------------------|
| 令和6年度版「農業農村整備事業の地方財政措置の手引き」 | 部    | R6. 8月下旬発売<br>1冊¥1,700（税込） |

※送料は1冊¥370円、2冊¥460円、3～4冊¥510円、5～9冊¥750円となります。  
10冊以上は問合せ下さい。

#### 3. 購入申込者

郵便番号

—

住 所

団 体 名

部 課 名

担当者名

電 話

(      )

—

内線

(      )

#### 4. その他必要事項



夢ある農村づくり

みどり  
**水土里ネット みえ**

## 三重県土地改良事業団体連合会

〒514-0006 津市広明町330番地

FAX.059-225-7332

URL <http://www.miedoren.or.jp>

### 業務推進室 (3F)

TEL.059-226-4824

### 総務部 (3F)

企画総務課

財務会計室

TEL.059-226-4824

### 事業部 (2F・4F)

農村整備課 (2F)

TEL.059-226-4825

ため池整備課 (4F)

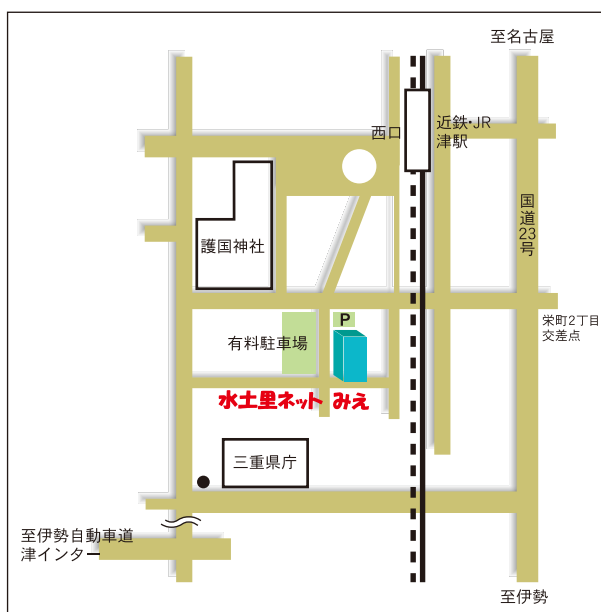
TEL.059-226-4829

ため池サポートセンター室

TEL.059-224-3555

施設管理課 (4F)

TEL.059-226-4829



近鉄・JR …… 津駅西口より徒歩5分

自動車 …… 伊勢自動車道 津インターより10分



水土里ネットみえ  
QR コード



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。